



丹篠選管第 172 号
令和 3 年 8 月 5 日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市選挙管理委員会
委員長 若狭 幹雄



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
丹波篠山市選挙管理委員会
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに丹波篠山市監査基準第 4 条第 2 項による監査）
- 3 監査の期間
令和元年 8 月 29 日～令和 2 年 1 月 29 日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

| | |
|---------|--|
| 監査結果報告日 | 令和2年1月29日 監査結果報告 |
| 対象監査 | 令和元年度 定期監査 |
| 対象部署等 | 選挙管理委員会事務局 |
| 対象事項 | 投票事務の適正執行について |
| 指摘等内容 | 平成29年度執行の衆議院議員総選挙及び平成30年度執行の市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票について投票用紙の残数が1枚不明となる事態が発生している。以後の選挙においては、投票用紙の二重交付や誤交付を防ぐために投票用紙交付機や投票用紙交付整理機を増やす等、投票用紙の交付誤りは回避されているが、今後も、他市の先進的な取組事例を参考とすることや担当職員の研修を強化を図るなど投票事務の適正執行を図られたい。 |
| 改善措置通知日 | 令和3年8月5日 改善措置通知 |
| 改善措置内容 | 二重交付・誤交付対策としては、引き続き交付機や交付整理器の活用を図るとともに、職務代理者・事務従事者の説明会において、実際に当日使用する投票システムを体験できるよう、説明会場にデモ機を配置した。また、これまで、投票事務の経験のない職員等を中心に実施していた事務従事者説明会に、採用3年未満の職員は参加を必須とし、経験の浅い職員に対して、投票事務の流れや、選挙事務の重要性を伝え、意識向上を図った。 前回の措置通知以降は、令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙を執行したが、投票用紙の交付誤りはなく適正に執行できた。引き続き、他市の先進的な取組みを研究するとともに、環境整備、職員の意識向上を図り、適正な選挙事務の執行に努める。 |
| 改善措置公表日 | 令和3年8月5日 改善措置公表 |

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。